

伺	下記のとおり決定して よろしいかお伺いします。	決 裁	局 長	課 長	課長補佐	係 長	係

育児時短勤務手当金請求書

		決 定 額 (共済組合記入欄)	円
組 合 員 等 記 号 番 号	100 — 8888	所 属 所 名	〇〇市
組 合 員 氏 名	共 済 花 子	所 属 所 所 在 地	〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
育 児 時 短 勤 務 に 係 る 子 の 生 年 月 日	令 和 6 年 4 月 10 日	請 求 対 象 月	令 和 7 年 4 月

育児時短勤務の承認について（所属所記入欄）

育 児 時 短 勤 務 の 種 類	育 児 短 期 間 勤 務
育 児 時 短 勤 務 の 承 認 を し て い る 全 期 間	令 和 7 年 4 月 11 日 ～ 令 和 8 年 3 月 31 日

標準報酬月額及び請求対象月の勤務時間、報酬について（所属所記入欄）

育 児 時 短 勤 務 を 開 始 し た 月 の 標 準 報 酬 月 額	380,000	円
育 児 時 短 勤 務 を 開 始 す る 前 の 1 週 間 の 所 定 勤 務 時 間	38 時間	45 分
請 求 対 象 月 中 の 時 短 勤 務 適 用 後 の 1 週 間 の 勤 務 時 間	24 時間	35 分
請 求 対 象 月 に 支 払 わ れ た 報 酬 の 額 (基本給＋各種手当＋1月あたりの通勤手当＋1月あたりの寒冷地手当)	285,200	円
報 酬 に 係 る 特 記 事 項	1月あたりの 通勤手当(※1)	10,000 円 ☐ 支給無 ↓該当箇所を○で囲む ☒ 支給有 日額・月額 円 (6)か月毎 60,000 円
	1月あたりの 寒冷地手当(※2)	8,250 円 ☐ 支給無 ☒ 支給有 月額 19,800 円

(※1) 通勤手当は月額、日額であれば、請求対象月に支給された金額を記入してください。数か月ごとに支給している場合は、支給額をその期間で除して得た金額を記入してください。
(※2) 寒冷地手当は、標準報酬の算定と同様に、支給対象であれば、支給月額に支給月数を乗じて得た額を12で除して得た額(円位未満切捨て)を記入してください。(育児時短勤務の期間中に寒冷地手当の支給がない場合も報酬に含みます。)

上記事項について証明します。
令和 7 年 5 月 1 日

所属所長 職名 〇 〇 市 長
氏名 〇 〇 〇 〇

上記のとおり請求します。
山形県市町村職員共済組合理事長 様
令和 7 年 5 月 1 日

請求者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 共 済 花 子
どちらかに☑を☑ 雇用保険の適用対象外です
してください ☐ 雇用保険の育児時短就業給付の受給資格がありません

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。
令和 7 年 5 月 1 日



所属所長 職名 〇 〇 市 長
氏名 〇 〇 〇 〇

※ 請求対象月の給与明細または給与台帳の写しを添付してください。
※ 初回請求時は上記に加えて母子健康手帳（出生届出済証明ページ）写しを添付してください。
※ 1週間当たりの所定勤務日数の変更の場合やフレックスタイム制、変形労働時間制の場合は「育児時短勤務期間等に係る証明書」を添付してください。

育児時短勤務手当金の計算方法について

支給対象月に支払われた報酬の額に、下記の区分に応じた率を乗じて得た額を支給します。

- ① 支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額90%未満の場合は、10%
- ② 支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額90%以上100%未満の場合は、当該標準報酬月額に対する当該報酬の額の割合の程度に応じ、10%から一定の割合で逓減する率

※ 上記により算出した支給額と支給対象月に支払われた報酬の額を合算した額が支給上限額を超える場合は、支給上限額から支給対象月に支払われた報酬の額を減じた額が支給額となります。

逓減率の計算式

$$\text{逓減率} = (A - (B + C)) / B$$

A 育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額

B 支給対象月に支払われた報酬の額

$$C A \times 1/100 \times ((A - B) / (A \times 10/100))$$

↓ 太枠内を入力してください

育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額(※上限あり)	380,000 円	75.05%	①
支給対象月の報酬額 (基本給+各種手当+1月あたりの通勤手当+1月あたりの寒冷地手当) ※通勤手当、寒冷地手当については下部説明をご確認ください	285,200 円		

①の場合 支給額 $285200 \times 10\% =$ 28,520 円
(※下限あり)

②の場合 C =
逓減率 =
支給額 = 円
(※下限あり)

上記により算出した支給額(上限下限適用前) = 28,520 円

支給額(上限下限適用後) = 28,520 円

支給額が0円の理由

※支給上限額、標準報酬の月額上限、支給額の下限については、毎年8月に改定されます。
共済組合からの通知等でご確認ください。

通勤手当の計算について

通勤手当は月額、日額であれば、請求対象月に支給された額を報酬に含めますが、数か月ごとに支給している場合は、支給額をその期間で除して得た額を報酬に含めます。

数か月ごとに通勤手当を支給している場合

通勤手当支給額 ÷ 支給月数 = 報酬に含める1か月あたりの額

60,000 ÷ 6 = 10,000 円 (支給最終月に 0 円の端数を加算)

寒冷地手当の計算について

寒冷地手当は、標準報酬の算定と同様に支給対象であれば支給月額に支給月数を乗じて得た額を12で除して得た額(円位未満切捨て)を記入してください。(育児時短勤務の期間中に寒冷地手当の支給がない場合も報酬に含みます。)

寒冷地手当支給月額 × 支給月数 ÷ 12 = 報酬に含める1か月あたりの額

19,800 × 5 ÷ 12 = 8,250 円